

ワイス戦略委員会規則

(名称)

第 1 条 本委員会は、ワイス戦略委員会と称する。

(目的)

第 2 条 ワイスの更なる発展に向かっての将来構想の策定と実現を達成するため、長期の計画の立案と実践活動に努める。

(位置)

第 3 条 本委員会は、定款施行細則第 15 条第 1 項に基づき常置委員会として設けられる。

(構成)

第 4 条 本委員会は、理事が任命した委員長および委員長が年代、地域性などを考慮した数名の委員で構成される。

2. 本委員会の開催は、通常委員会と、関連する事業委員会・常置委員会の委員長が参加する拡大委員会の 2 種とする。

(任期)

第 5 条 委員長および委員の任期は 3 年として 2 期までの再任を妨げない。

2. 期間中で選任される委員の任期は、選任当該年度末までとする。

(役職委員の職務)

第 6 条 本委員会は、次の役職を置く。

委員長 1 名 副委員長 1 名 書記 1 名

(役職委員の職務)

第 7 条 委員長は、本委員会を総括し委員会を代表する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故ある時は代行する。

3. 書記は、本委員会に関する庶務事項を執り行う。

(付記)

第 8 条 この規則に定めのない事項は、本委員会において協議され、理事の承認を得るものとする。

2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2023年4月1日 制定 2023年7月1日 施行